

遺産相続手続きの流れ

被相続人の死亡(相続の開始)



死亡届の提出

7日以内に死亡診断書を添付して被相続人の住所地の市町村役場に提出します。



通夜 葬儀

生前、葬儀形式を指定していないかエンディングノートや日記、相続人に聞くなどして確認します。



遺言書の有無を確認

被相続人の身のまわりに遺言書があるかを確認します。遺言書が封印してある場合、家庭裁判所の検認手続きの中で開封します。



葬祭費・埋葬料の申請、年金等の手続き



相続人の調査と確定

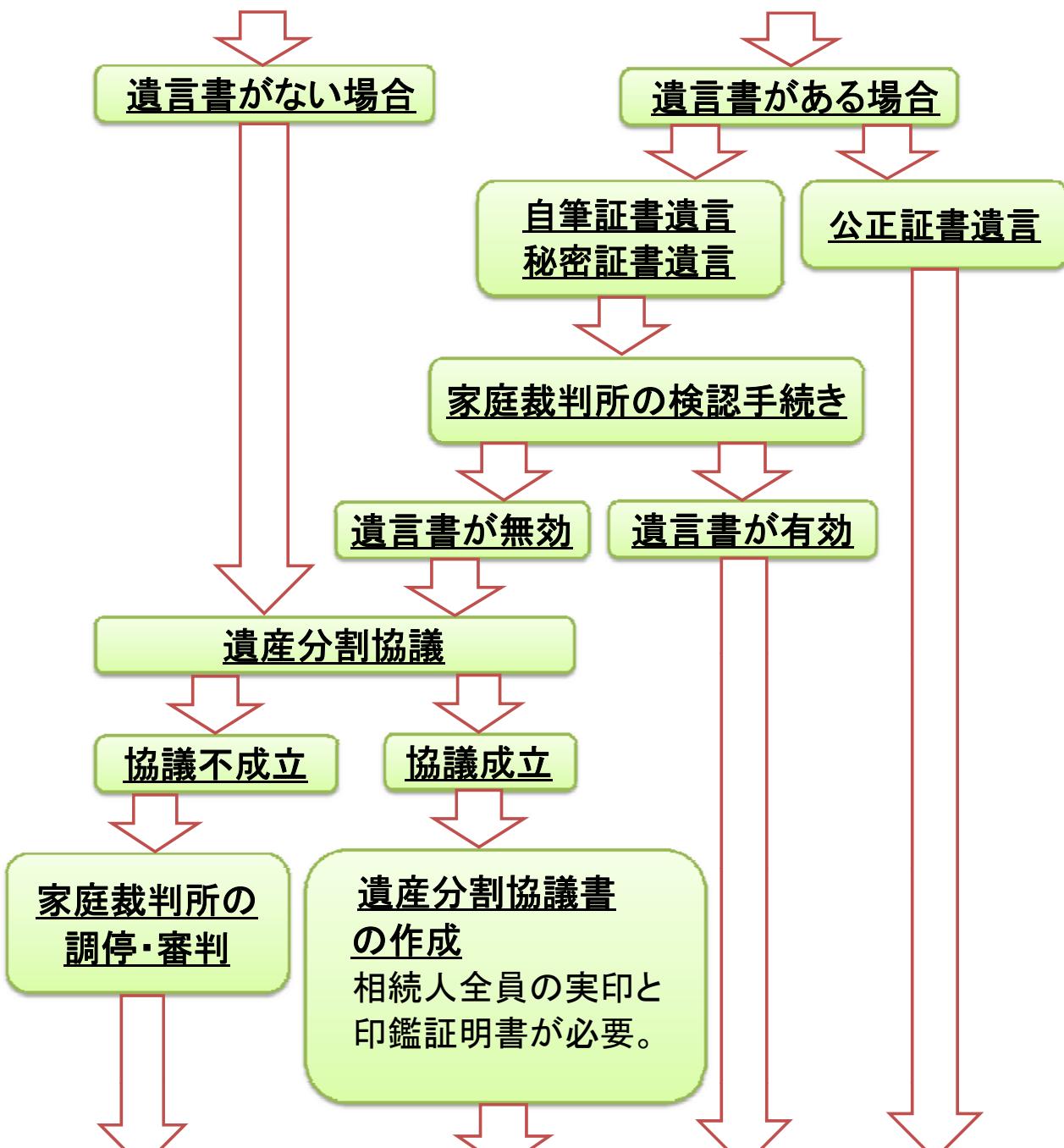
被相続人の最後の戸籍から出生までの戸籍を集めます。その後、相続人の戸籍等を集めて、相続人を確定します。



相続財産を調査する

被相続人名義の不動産や預貯金、所有していた現金、貴金属、その他動産を調査します。
必要であれば、専門家に評価してもらいます。
また、借用書などの契約書、マイナスの財産も調査します。





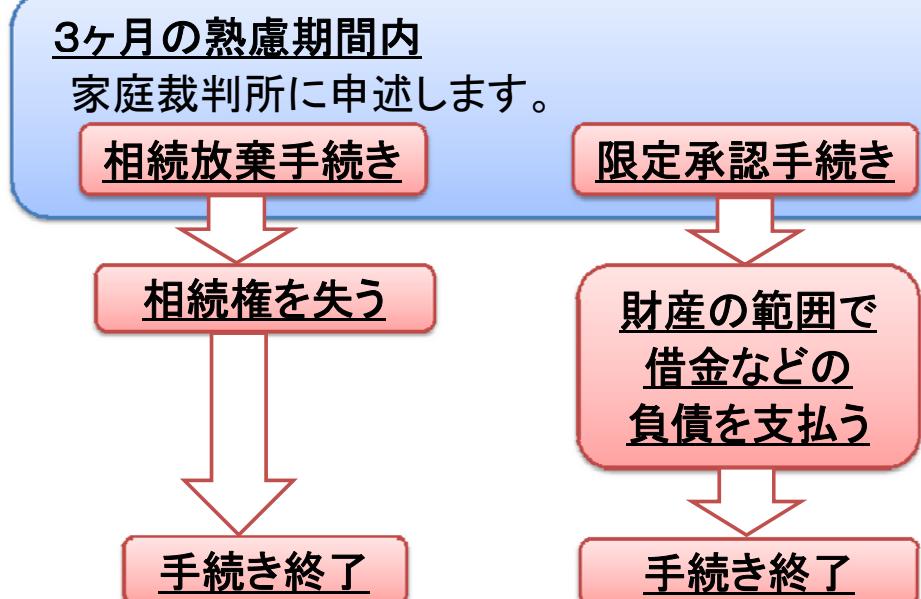
相続財産の分配と名義変更手続き

不動産の相続登記の申請、預貯金の名義変更など行います。
相続財産によって、手続きに必要な書類が異なります。

相続税かかる場合、相続税の申告と納付

相続人は、相続開始(被相続人の死亡)を知った翌日から10ヶ月以内に、相続税の申告と納付を行なわなければなりません。

**借金が多いので、相続したくない、
または、
借金などを相続財産から返済し、財産が残れば相続する**



4ヶ月以内
被相続人に申告するべき所得がある場合、相続人が
準確定申告を行います。